

令和5年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年5月12日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 堀田美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	岸本晃浩
観光商工課長	佐野明子	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	中村辰也	福祉課長	山口勉
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	池田和哉
建設課長	竹内正	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第	1	会議録署名議員の指名について
日程第	2	会期の決定について
日程第	3	議長の辞職の件について
追加日程第	1	議長の選挙について

追加日程第	2	副議長辞職の件について
追加日程第	3	副議長の選挙について
日程第	4	各常任委員会委員の選任について
日程第	5	議会運営委員会委員の選任について
追加日程第	4	公立小浜病院組合議会議員の選挙について
追加日程第	5	敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
追加日程第	6	若狭消防組合議会議員の選挙について
追加日程第	7	美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
追加日程第	8	嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
追加日程第	9	若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について
追加日程第	10	福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第	6	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例の一部改正について）
日程第	7	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）
日程第	8	承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について）
日程第	9	承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険条例の一部改正について）
日程第	10	承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度若狭町一般会計補正予算（第1号））
日程第	11	議案第37号 工事請負契約の締結について（令和5年度若狭町立瓜生小学校障害児対策施設整備工事）
日程第	12	同意第 1号 若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第	13	若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第	14	若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第	11	総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
追加日程第	12	教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について
追加日程第	13	予算決算常任委員会閉会中の継続調査について
追加日程第	14	議会運営委員会閉会中の継続調査について

- 追加日程第 1 5 広報特別委員会閉会中の所管事務調査について
追加日程第 1 6 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について
追加日程第 1 7 議会改革特別委員会閉会中の所管事務調査について
日程第 1 5 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 9時23分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和5年第2回若狭町議会臨時会にあたり、議員各位には、万障繰り合わせの上、出席をいただきましたことを、心より厚くお礼申し上げます。

本臨時会には、専決処分の承認をはじめ、工事請負契約の締結、若狭町教育長の同意の案件が提出されます。議員各位には、慎重な御審議と円滑な議事運営に、御協力賜りますことをお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、13名です。定足数に達しましたので、会議は成立しました。これより、令和5年第2回若狭町議会臨時会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様おはようございます。

本日、令和5年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆さまには、全員の御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

5月に入り、新緑の季節となりましたが、5月1日に季節外れの雹が降り、特産の梅に2割程度の被害が出ております。状況を把握し、現在「かいよう病」の予防告知を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、5月8日から「5類」に移行されました。

これまでの行政からの要請や関与の仕組みから、個人の自主的な判断へと変わり、3年間にわたるコロナ対策が大きな転換を迎えることとなりました。

高齢者や基礎疾患がある方などを対象としたワクチン接種は順次進めてまいりますが、これまでの間、ご理解とご協力を賜りました町民の皆さまをはじめ、関係各位に対し心より感謝を申し上げます。

さて、今年のゴールデンウィークは行動制限がなく、天候にも恵まれ、町内各地でも多くの観光客で賑わいを見せておりました。

参考までに、ゴールデンウィーク中の主要観光地の入込客数の速報値ですが、レインボーラインが27,870人、道の駅「若狭熊川宿」が37,050人、道の駅『三方五湖』が17,240人となっており、コロナ過前の水準まで回復してきたように感じております。

残すところ1年を切った「北陸新幹線敦賀開業」に向けて、町内観光地を更に磨き上げるとともに、町づくりにおいても、将来も住み続けられ、心豊かで幸せな暮らしの実現に向けて、一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

本日、提案いたします案件につきましては、専決処分の承認が5件、工事請負契約の締結が1件、人事案件が3件の計9件の議案をお願いしております。

議員の皆さまには、十分にご審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により1番、谷川暢一君、2番、川島富士夫君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

広報特別委員会委員の川島富士夫君、熊谷勘信君及び原子力発電安全対策特別委員

会委員の増井文雄君より、4月27日付で願いのあった、委員会委員の辞任についてであります。若狭町委員会条例第12条第2項の規定により、議長において許可しましたので報告いたします。

次に辞任により欠員となった、広報特別委員会委員2名及び原子力発電安全対策特別委員会委員1名について、若狭町委員会条例第7条4項の規定により、議長において次のとおり指名しましたので、報告いたします。

広報特別委員会委員に、谷川暢一君、島津秀樹君、原子力発電安全対策特別委員会委員に、倉谷明君、以上のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和5年1月分から3月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか、各担当課長等の出席を求めています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

(午前 9時30分 休憩)

(午前 9時31分 再開)

～日程第3 議長辞職の件について～

○副議長（熊谷勘信君）

再開します。

議長今井富雄君から、議長の辞職願が提出されていますので、私が議長の職をとらせていただきます。

日程第3「議長辞職の件について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、今井富雄君の退場を求めます。

(今井富雄議員 退場)

○副議長（熊谷勘信君）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（松宮局登志次君）

朗読いたします。

令和5年4月26日 若狭町議会副議長熊谷勘信殿

若狭町議会議長今井富雄

辞職願

この度、一身上の都合により、若狭町議会議長を辞職したいので、許可されるよう、地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願い出ます。以上でございます。

○副議長（熊谷勘信君）

お諮りします。

今井富雄君の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（熊谷勘信君）

異議なしと認めます。

よって今井富雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

今井富雄君の入場を許可します。

（今井富雄議員 入場）

○副議長（熊谷勘信君）

辞職が許可されました。

ここで、今井富雄君から、退任の挨拶があります。

今井富雄君。

○12番（今井富雄君）

副議長のお許しをいただきまして議長退任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年5月11日議会臨時会におきまして、若狭町議会第14代議長を拝命してから今日までの2年間その職を務めさせていただき、本臨時会を持ちまして辞することとなりました。

議長在任中は、議員の皆様方にはいろいろな分野でご理解ご協力を賜りましたこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます

中でも組織力を強化するための議会改革につきましては、まずは効率的な議会運営手段としてタブレットのスタート段階での運用開始まで道筋をつけられました。

また、開かれた議会を目指しての議会広報誌のリニューアルに携わってこられました広報特別委員会の皆さま方におかれましては、過去にない委員会改革と多大な時間を費やされ、第1の目標を具現化させました。これから先も新議長、新副議長の下、更なる進展を望むところでございます。

併せまして、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長はじめ各課長や各課職員の皆さま方のご理解あってこそ本日を迎えられるものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また職務とはいえ在任中の議会事務局職員の献身的なバックアップには心から感謝を申し上げる次第でございます。

私といたしましても、これまでの議長職を通して経験させていただきましたことを活かし、若狭町議会の更なる活性化と限りない住民福祉の向上に微力ながらも貢献させていただかなければと、意を新たにしているところでございます。

これまでに賜りました2年間のご理解とご協力に、再度感謝を申し上げますとともに若狭町の更なる発展を祈念いたしまして退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

～追加日程第1 議長の選挙について～

○副議長（熊谷勘信君）

ただいま議長が欠けました。お諮りします。

議長の選挙について を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（熊谷勘信君）

異議なしと認めます。したがって議長の選挙について を日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（熊谷勘信君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（熊谷勘信君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

議長に辻岡正和君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました辻岡正和君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（熊谷勘信君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました辻岡正和君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました辻岡正和君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

議長当選受諾のあいさつをお願いします。

辻岡正和君。

○10番（辻岡正和君）

私はこの令和5年第2回若狭町議会臨時議会におきまして、若狭町議会議長に選出いただきましたことに身に余る光栄と感謝申し上げるとともに、決意を新たにし更なる町政の発展と町民福祉の向上、また公正かつ円滑な議会運営のため、全力で至誠をもって職責を果たす覚悟で努めてまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてからおよそ3年半となり、5月8日には感染症法上の5類移行となったものの今後の対応課題もあり、そして戦争などの影響により物価の高騰、経済構造の変化など国民生活に影響を及ぼす様々な出来事が起こり、私たちの生活も大きく変わりました。

そして若狭町も少子高齢化の進行に伴い、子育て支援や高齢者対策、医療、福祉、介護や産業の振興、災害対策などあらゆる分野で課題を抱えております。

この厳しい現状を打開し、これからの若狭町を担う子どもや若者が希望を持ち高齢者が安心して暮らせるまちづくりを行うために、我々議会として行政と共に、町民の皆さまの不安の解消と明るい未来を約束すべく、全力で取り組んでいかなければいけないと考えております。

どうかここにおられる皆さま方の一層のご協力とご支援を忠心よりお願い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。

○副議長（熊谷勘信君）

以上で議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。

（午前 9時43分 休憩）

（午前 9時44分 再開）

～追加日程第2 副議長辞職の件について～

○議長（辻岡正和君）

それでは早速ですが議長の職をとらせていただきます。

先ほど、副議長の熊谷勘信君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りします。

副議長辞職の件について を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。したがって副議長辞職の件について を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 副議長辞職の件について を議題とします。地方自治法第117条の規定により、熊谷勘信君の退場を求めます。

(熊谷勘信議員 退場)

○議長(辻岡正和君)

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(松宮登志次君)

朗読いたします。

令和5年5月12日 若狭町議会議長辻岡正和殿

若狭町議会副議長 熊谷勘信

辞職願

この度、一身上の都合により若狭町議会副議長を辞職したいので、許可されるよう、地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願い出ます。

以上でございます。

○議長(辻岡正和君)

お諮りします。熊谷勘信君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって熊谷勘信君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

熊谷勘信君の入場を許可します。

(熊谷勘信議員 入場)

辞職が許可されました。

ここで、熊谷勘信君から、副議長退任の挨拶があります。

熊谷勘信君。

○8番(熊谷勘信君)

昨年4月に副議長に就任させていただき、早や1年を迎えることとなりました。この1年間はコロナの関係で事業等にもいろいろな不具合があったことと思いますが、無事退任できますことを心から喜んでいる次第でございます。その間、議員の皆さま、また管理者の皆さま、町長、副町長、教育長等甚大なお力をいただきました。おかげで退任することとなりました。今後は議員としてまた町の発展のために、精いっぱい努力する所存でございます。今後とも今まで同様のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。言葉足らずではございますが退任のあいさつとさせていただきます。一年間ありがとうございました。

～追加日程第3 副議長の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

ただいま副議長が欠けました。お諮りします。副議長の選挙について を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって副議長の選挙について を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

副議長に増井文雄君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました、増井文雄君を副議長当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました増井文雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました増井文雄君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長の当選告知をいたします。

副議長当選受諾のあいさつをお願いします。

増井文雄君

○副議長（増井文雄君）

それでは、副議長就任のご挨拶をさせていただきます。この度改選によりまして熊谷副議長に代わりまして副議長に就任させていただきます。地方自治体につきましては大きく状況が変化し、大変厳しい状況が続いております。議会としてはその役割、また責務を今まで以上に求められているのではないかと考えております。議会は行政の監視機能はもちろんのこと、地域住民の意見、またさまざまな問題解決、また住民の福祉向上などいろいろなことが求められていると考えています。その意見をもとにやはり新たな政策課題を果たさなければならないと考えております。まずそのために議長を補佐し、副議長として議会の公正な運営、円滑な運営に務めていきたいと思っておりますのでご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。以上私のお願いです。皆さまのご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（辻岡正和君）

以上で副議長の選挙を終了します。

～日程第4 各常任委員会委員の選任について及び

日程第5 議会運営委員会委員の選任について～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第4 常任委員会委員の選任について及び日程第5 議会運営委員会委員の選任についてを一括議題とします。お諮りします。各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって日程第4及び日程第5の各委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午前 9時55分 休憩）

（午前 9時57分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。日程第4及び日程第5の各常任委員会、議会運営委員会の各委員については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長からただいま配布しました各委員名簿のとおり指名します。

～追加日程第4 公立小浜病院組合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に、公立小浜病院組合議会議員である西村毅君、倉谷明君、北原武道君から4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が3名欠員となっております。お諮りします。公立小浜病院組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、公立小浜病院組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

公立小浜病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法については指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

公立小浜病院組合議会議員に、谷川暢一君、熊谷勘信君、島津秀樹君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました諸君を公立小浜病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました、谷川暢一君、熊谷勘信君、島津秀樹君が公立小浜病院組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第5 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に、敦賀美方消防組合議会議員である増井文雄君、松本孝雄君から、4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。このため、同組合議会議員が2名欠員となっています。お諮りします。

敦賀美方消防組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、敦賀美方消防組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員に、熊谷勘信君、今井富雄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました諸君を、敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました熊谷勘信君、今井富雄君が、敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～追加日程第6 若狭消防組合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に若狭消防組合議会議員である谷川暢一君、私、辻岡正和から4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。このため、同組合議会議員が2名欠員となっています。お諮りします。

若狭消防組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、若狭消防組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行うことに決定しました。

若狭消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

若狭消防組合議会議員に、西村毅君、北原武道君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました諸君を、若狭消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました西村毅君、北原武道君が若

狭消防組合議会議員に当選されました。ただいま執行の若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第7 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に、美浜・三方環境衛生組合議会議員である増井文雄君から4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が1名欠員となっております。

お諮りします。美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に、私、辻岡正和を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました私、辻岡正和を、美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました私、辻岡正和が美浜・三方

環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第8 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に、嶺南広域行政組合議会議員である熊谷勘信君、今井富雄君から4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。このため、同組合議会議員が2名欠員となっています。

お諮りします。嶺南広域行政組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、嶺南広域行政組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第8として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員に、増井文雄君、坂本豊君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました諸君を、嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました増井文雄君、坂本豊君が、

嶺南広域行政組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～追加日程第9 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に、若狭広域行政事務組合議会議員である倉谷明君から、4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。このため、同組合議会議員が1名欠員となっています。

お諮りします。若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

若狭広域行政事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭広域行政事務組合議会議員に、谷川暢一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました谷川暢一君を、若狭広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷川暢一君が、若狭広域

行政事務組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、若狭広域行事務組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～追加日程第10 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○議長（辻岡正和君）

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員である今井富雄君から、4月27日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。このため、同組合議会議員が1名欠員となっています。

お諮りします。福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認め、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行なうことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、辻岡正和を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました私、辻岡正和を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、辻岡正和が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人が議場にありますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程第6 承認第1号から日程第9 承認第4号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例の一部改正について）から、日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険条例の一部改正について）までの4議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、承認第1号から承認第4号までの、「専決処分の承認を求めることについて」それぞれ提案理由のご説明を申し上げます。

まず、承認第1号「若狭町税条例の一部改正について」であります。本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、令和5年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、承認第2号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第3号「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」であります。本件につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第4号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」であります。本件につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による出産育児一時

金等の支給額の引上げに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

以上4件につきまして、それぞれ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、ご報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

何卒ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の4議案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

上程中の4議案に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行いません。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例の一部改正について）本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一

部改正について) 本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険条例の一部改正について）本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

～日程第10 承認第5号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第10 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、低所得子育て世帯への特別給付金の支給及び令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について、速やかに実施していく必要があるため、令和5年4月11日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、ご報告申し上げ、議会の承認を求めらるものであります。

何卒ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行いません。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第37号「工事請負契約の締結について（令和5年度若狭町立瓜生小学校障害児対策施設整備工事）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第37号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度若狭町立瓜生小学校障害児対策施設整備工事をさせていただくもので、去る5月1日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。何卒ご審議の上、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行いません。

議案第37号 工事請負契約の締結について（令和5年度若狭町立瓜生小学校障害児対策施設整備工事）本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は、起立願います。

[起立全員]

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、日程第12 同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」及び、日程第13 同意第2号「若狭町 教育委員会 委員の任命につき同意を求めることについて」の2議案を一括議題とします。

[松宮教育長退室]

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、同意第1号から同意第2号までの2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育長を務めていただいております松宮毅氏は、令和5年5月13日をもって、その任期が満了いたします。

つきましては、引き続き教育長として、松宮毅氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

松宮氏は、長年にわたり教育現場に携われ、令和元年5月14日から本町の教育委員に就任し、令和3年6月1日からは教育長として、教育行政の推進と発展のためにご尽力をいただいております。

なお、教育長の任期は、法令規定により3年であり、松宮氏の任期は、令和5年5

月14日から令和8年5月13日までとなります。

次に、同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育委員会は、教育長及び4名の委員により構成されております。そのうち中村正人氏が、令和5年5月13日をもって、その任期を満了いたします。

つきましては、教育委員として引き続き、中村正人氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

中村氏は、長年にわたり、教育の現場に携われ、令和3年6月15日から本町の教育委員として、教育行政の推進と発展にご尽力をいただいております。

なお、教育委員の任期は、法令規定により4年であり、中村氏の任期は、令和5年5月14日から令和9年5月13日までとなります。

以上、2件につきまして、何卒ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま、提案のありました2議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、ただちに採決を行ないます。

同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、同意第1号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、同意第2号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

〔松宮教育長入室〕

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第14 同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、今井富雄君の退場を求めます。

(今井富雄議員 退場)

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、若狭町監査委員のうち、議会選任の監査委員が、令和5年4月27日をもって欠員となっているため、今井富雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何卒ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。ただ今、提案のありました議案につきましては、人事案件でありますので、質疑及び討論は省略し、ただちに採決を行ないます。

同意第3号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、同意第3号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

今井富雄君の入場を許可します。

(今井富雄議員 入場)

ここで、暫時休憩します。

(午前 10時35分 休憩)

(午前 10時36分 再開)

○議長（辻岡正和君）

再開します。

先程、各委員会からそれぞれの正・副委員長について決定報告がありましたので報

告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に倉谷明君、副委員長に熊谷勸信君。

教育厚生常任委員会委員長に西村毅君、副委員長に谷川暢一君。

予算決算常任委員会委員長に増井文雄君、副委員長に倉谷明君。

議会運営委員会委員長に島津秀樹君、副委員長に増井文雄君。

広報特別委員会委員長に倉谷明君、副委員長に西村毅君。

原子力発電安全対策特別委員会委員長に松本孝雄君、副委員長に倉谷明君。

以上のとおりです。

ここで、暫時休憩します。

(午前 10時36分 休憩)

(午前 10時37分 再開)

○議長（辻岡正和君）

再開します。先ほど申しました議会運営委員会の副委員長の氏名が間違っていましたので、訂正いたします。議会運営委員会副委員長に坂本豊君。以上であります。

～追加日程第11から追加日程第17～

○議長（辻岡正和君）

次に、各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。各委員会の閉会中の継続調査について を日程に追加し、追加日程第11から追加日程第17として直ちに議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について を日程に追加し、追加日程第11として、教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について を追加日程第12として、予算決算常任委員会閉会中の継続調査について を追加日程第13として、議会運営委員会閉会中の継続調査について を追加日程第14として、広報特別委員会閉会中の継続調査について を追加日程第15として、原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について を追加日程第16として、議会改革特別委員会閉会中の継続調査について を追加日程第17として、直ちに議題にすることに決定しました。

○議長（辻岡正和君）

追加日程第11「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」から、追加日程第17「議会改革特別委員会閉会中の継続調査について」までの7議案を、一括議題とします。

各委員会の委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配布しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

～日程第15 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第15「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。お諮りします。本件については、お手元に配布のとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配布のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもって、令和5年第2回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきまして、条例の改正、補正予算、契約の締結、人事案件の同意が可決されました。理事者各位には、本臨時会で可決された議案について、それぞれ適切な執行を願うものであります。また、本日の臨時会におきましては、議会の役職構成が変更されました。議員各位におかれましては、それぞれ新しい立場で、若狭町のさらなる発展のためにご尽力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

新緑が映える季節を迎えましたが、議員、理事者各位には、健康に十分ご留意をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

いました。

町長より、閉会にあたり、発言を求められていますのでこれを許可します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、ご提案いたしました案件に対し、妥当なるご決議を賜り、誠にありがとうございました。また、本議会において議長に辻岡正和議員が、副議長に増井文雄議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会構成につきましても、新たな組織となり、議員各位の更なるご活躍をご祈念申し上げます。

さて、5月21日と22日には、「第31回若狭・三方五湖ツーデーマーチ」が開催されます。

新たな試みといたしまして、ロゴマークの刷新を行い、WEBサイトやSNSを活用した広報活動を強化し、当日はコミュニティFMでの生中継も行わせていただきます。

また、会場内では、ステージイベントや飲食販売などを拡充した「マーチとマルシェ」の開催や、町外の参加者に、連泊割引クーポンを発行するなど、新たな参加者の獲得と、経済効果を最大限に発揮する工夫を凝らしております。

更に、できる限り廃棄を減らす取り組みや誰もが参加しやすいインクルーシブコースの設置など、SDGsにも配慮した大会となっております。

事前申込みも順調に推移しており、持続可能な大会の実施に向けて、皆様に、ご参加とご協力をいただきながら、若狭町を大いに盛り上げてまいります。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町政発展のため、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（午前10時47分 閉会）